

議案第3号

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に
関する条例の一部を改正する条例

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する
条例（平成27年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を
修了した者」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門
員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

主任介護支援専門員の定義を改める必要がある。

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|---|
| <p>(職員)</p> <p>第4条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> | <p>(職員)</p> <p>第4条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> |